

古文書における語法と用語

*
細田 貴助

はじめに

平成元年十二月から、八ヶ岳総合博物館の古文書講座が始まった。不肖私が講師ということだ。この講座の史料は、旧茅野市民俗資料館に所蔵され、現在は博物館所蔵になっているものである。その史料に表われた文章の語法と用語について考察してみたい。今更というような事もあるかも知れない。

史料「五人組御法度前書」

史料の一つに「五人組御法度前書之事」という古文書がある。江戸時代前期の承応年間（一六五二～五四）から、幕府によって「五人組帳」が出された。前書と請書とから成り、前半の前書が本文であり、五人組が遵守すべき法規を記載してある。後半の請書は、町村役人と五人組員が連名連判したものである。一部は領主に提出され、一部は町村に保管された。博物館所蔵の史料は、この五人組帳の前書である。享保年間（一七一六～三五）にかけて完成され、普通五〇か条前

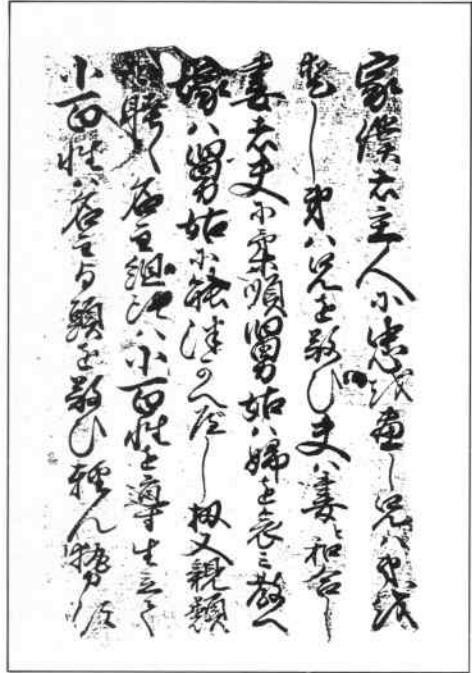
後から成る。毎月または年数回、町村役人が五人組寄合で読み聞かせて周知徹底を期し、寺子屋の教材としても用いられた。（以上、角川日本史辞典参照）

右のようないわれのあるのが我が「五人組御法度前書之事」である。五十六か条から成っている。まず、この史料の中から語法や用語を取り上げる。

語法「仕えべし」

第二条（原文は第何条とは言っていないが便宜上つける）に「……舅姑ハ婦（嫁）を哀ミ教ヘ嫁ハ舅姑に能つかへべし……」とある。これで発音ははっきりしている。「よくつかえべし」である。この所を漢文式に書けば「可仕」か「可事」である。これを読めば普通は「つかうべし」である。それを「つかへべし」と書いてあるのは、「可仕」と書いても「つかえべし」と読むということである。

この語法は、江戸時代には庶民相手の場合など一般に使わ



れていたものと思われる。この語法でいくと、第三条「……不及難儀様ニ可申付事……」は「申しつくべき事」でなく「申しつけべき事」である。第四条「……致相談、精入、力を副べし」は「力をそうべし」でなく「力をそえべし」である。同条「……名主組頭ニ申達、可受了簡……」は「了簡をうけべし」であり、「……急度曲事可申付事」は「曲事申しつけべき事」である。

以下、この語法を挙げると、第五条「……可申付条……」は「申しつけべき条」、「……可任下知事」は「下知にまかせべき事」、第九条「……重科可申付事」は「重科申しつけべき事」、第十条「……可受差図……」は「差図をうけべく」、「……曲事可申付事」は「曲事申しつけべき事」、第十七条「……急度可申出……」

は「急度申しでべく」、第二十一条「……可書載事」は「書きのせべき事」、第二十三条「……越度可申付事」は「越度申しつけべき事」、第二十四条「……其田地可取上事」は「取りあげべき事」、第四十三条「……可申付候」は「申しつけべく候」、第四十五条「……名主より可申出……」は「申しでべく」、第四十九条「……可念入事」は「念いれべき事」などである。

右の語法は、活用形の命令形に「べし」が付いた形になっている。仕えよ↓仕えべし、申し付けよ↓申し付けべし、副えよ↓副えべし、任せよ↓任せべし、などである。しかし、この通りに行かないような場合もある。第六条「……堅可相守事」は「相守れべき事」では不自然で、「相守るべき事」がいいようだし、第十五条「……可申達……」も「申したつすべし」と普通に読む外ないようだ。

語法「べからず事」

第三十五条に「……無謂而月待日待遊日多くすべからず事」とある。これは漢文式に書くと「不可多事」か「多くす不可事」である。「不可事」を普通に漢文式に読めば「べからざる事」である。これを「べからず事」と書いてあるのは、そのように読んだということである。この語法でみると、第六条「……高値ニ不可仕事」は「高値に仕るべからず事」である。第十四条「……不慥成者不可請取事」は「請取るべからず事」である。第三十七条には「……私ニ執行すべからず事」と発

音の通りに、ひらがなで書いてある。第三十八条「…相定員數之外不可造事」は「造るべからず事」である。その他、第五十条「…油断不可仕事」は「油断仕るべからず事」である。

不及り之組追出さる可事
 附之謂る月待日待遊目交く
 一從諸國商人之用之諸道具持来
 而之費成以同自今以後費之具
 持来商人村中不之入事

この語法は、候文（まうま）の「候」を外した形になっている。「高値二不可仕候事」と書けば、「仕るべからず候事」と読むが、それから「候」を外すと「べからず事」となる。「…不可請取候事」は「請取るべからず候事」であるが、「候」を外すと「べからず事」となる。この語法も、庶民相手に使われたものと思われる。

語法「べし」と「べく」

第四条に「五人組之儀者……年々五人組を組替可申惣而五人組仲間……精入力を副べし……五人組心を合可致相談若五

人組……名主与額二申達可受了簡不依何事……自由仕間敷事」のように、文章の途中に「べし」「べく」が入る場所がある。どういふ場合に「べし」と切り、どういふ場合に「べく」と続けるかは一概には言えない。大体、文意の続き具合や朗読上の調子などによつたものであろう。第四条の最初の「組替

一五人組之儀者存す之儀限仲間諸事
 申渡浦去組支来之五人組を組替可
 申之也五人組仲間亦一言一耕
 此江村收納之時爲番重座ははれ違は
 流精入力に副はる或は聲取嫁に
 申渡支来を不仕合之旨妻子を以て
 身代當田地管物入之申信也下述
 五人組心以合之波相談若五人組
 簡不依何事一言一を自由仕
 間敷事

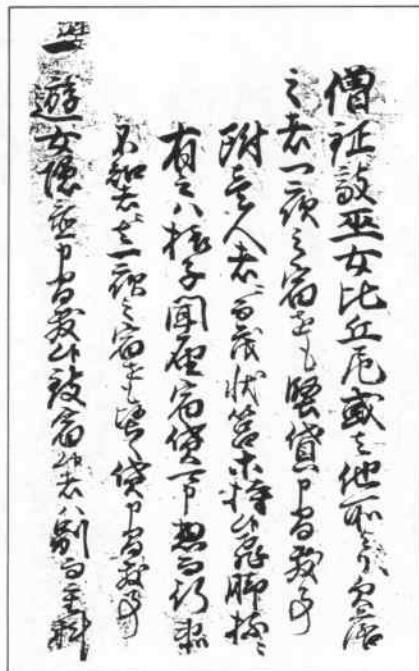
可申」は「組み替え申すべく」と続けるのがよいだろう。この所は文意では切れるが、少し後へ行くと「力を副べし」とはつきり切れる所があり、朗読上は「組み替え申すべく…力を副えべし」と読むのがよいと思われる。そのあとの「可致相談…可受了簡」も「相談いたすべく…了簡を受けべし」がよいと思われる。「可受了簡」の後は十五字ばかりで終りになるが、「受けべし、…まじき事」で調子が締まる。「べし」か「べく」かは、その文章に依るものというべく、何れにしても、いつも「べし」でもなく、いつも「べく」でもなかったと思われる。

用語「お」

次に用語について。第四条「…其外備物お遣…」、第五条「…借金未進お致し…」、第八条「…状箱お持候飛脚杯ニ…」、第十四条「…村次送証文お有之ハ…」、第十八条「…田畑溝おニ…」、第二十六条「…養子おニ…」、第二十一条「…縫鹿子お入候…」、第二十四条「…仏事式祭礼お之義…」などの「お」はいうまでもなく「等」である。諸橋大漢和辞典によると、「寸」という文字があり、音は「トウ」であり「等の俗字」であるとしている。訓は示されていない。これを古文書ではどう読んだか。

第八条で「状箱お持候飛脚杯ニ」と、二つの文字を使い分けている。「杯」は漢和辞典で見ると、音は「ホウ」で、訓は

「など」である。「トウ」という読み方はない。第八条で使い分けたのは「お」は「トウ」と読み、「杯」は「など」と読んだものと思われる。第三十五条にも「…順札杯に托付国見物のため…然共立願おニ而…」とあり、「杯」と「お」を使い分けている。このことから、前述の何か条の「お」は「トウ」と読んだと思われる。しかし、「など」と読むことも行わ



われていたであろう。「ら」と読む場合もあり、五人組御法度前書にはその用例はないが、「我お^{わら}」として使った例は、他の古文書によく見られる。

用語「ケ」

第二十一条「…拾ヶ年季を可限…」、第二十四条「拾ヶ年を限り…」、末尾の「…何ヶ度茂為読聞」などの「ケ」はい

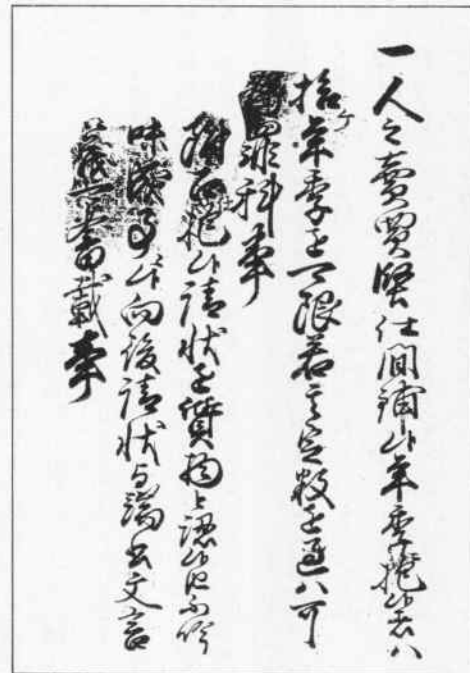
うまでもなく「か」と読む。この「ケ」の文字はどこから出たかについて、辞書によって見ると次のようである。

講談社日本語大辞典「カ」の項、カ「个」一つ一つ、ものを数えるに用いる、箇の略字。岩波広辞苑「か」の項、か「箇・个・ケ」(「ケ」の字は「个」からか)物を数えるのに用いる語。角川国語大辞典「か」の項、か「箇・个・個」数量を数える助数詞、「个」「個」は同字、「ケ」は「个」の代用。

小学館日本語大辞典「か」の項、か「箇・個・个」漢語の数詞を付けて物事を数えるのに用いる語、漢籍ではこの文で語が切れる用法もあるが日本語としては切れる時は「こ」を用い漢語の名詞に続く時に「か」という、「個・个」は箇と同字、「ケ」は「个」から出たかなで「个」の代用として一時期よく用いられた。同辞典「け」の項、け「け・ケ」かたかなの「ケ」を物を数える「一カ年」「二コ」の「箇」に代用することがあり、近

来は「一ケ」「二ケ」等を「イッケ」「ニケ」等と読むようになり、また「君ケ代」「八ヶ岳」のように連体助詞の「が」にあてることがある。これらの「ケ」はもともと「箇」の略体「个」から出たもので、かたかなとは起源を異にするが字体としては区別がなくなっている。三省堂新漢和大辞典「个」の項、个「カ・コ」箇に同じ、かず、「カイ」介に同じ。

以上の如くであって、「ケ」を用いて「カ」と読む理由が明らかである。かたかなの「ケ」は「个」の代用として用いるものであることがはっきりしている。个をくずして書くこと



「ケ」のようになる。古文書において、そこに書かれた「ケ」の文字は、かたかなのケであったか、个をくずしたケであったか。それは、昔の人は「个」をくずしたものと「ケ」と書いたに違いないと思われる。かたかなのケだと考えるのは近代になってからのことであろう。

五人組御法度前書の末尾の所に「右五拾六箇条之御条目之趣」と書いてある。これは元の文字「箇」を用いたもので、本来の書き方である。別の古文書の例であるが、芹箇沢村とか矢箇崎村または矢个崎村と書いた文書もある。これらのことは、「ケ」の本来は「箇」「个」であることを示している。五人組御法度前書の「拾ケ年」「何ケ度」を楷書に書き直すには、

厳密に言えば「拾箇年、拾今年」「何箇度、何今度」と書くべきであろう。

用語「絹」

「絹」の文字について。第三十一条に「：名主ハ妻子共ニ絹納布木綿：」「惣而絹布之類：」と「絹」の文字が出て来る。使用した史料では、「絹」という草書であるから、元の楷书は「絹」であることは間違いない。ところが、同じ五人組御法度前書でも別所蔵のものでは「𦉳」という草書体で書いてある。そこでこの文字を楷书に戻すと「絹」であると言われる。絹という文字は諸橋大漢和辞典にも出ていない。「𦉳」は「絹」であったと考えるのは正しくないとと思われる。「𦉳」も「𦉳」も「絹」をくずした草書なのであって楷书に戻せば一つの「絹」であるべきだと思われる。古文書講座で用いた文書では「𦉳」であったので問題はなかった。別所蔵の文書を用いると、この問題が出たところである。第三十五条に「：参詣：」の語が出てくる。この草書は「𦉳」であって、右側のつくりの書き方は右の「きぬ」の場合にそっくりである。このために「絹」の字も生じて来ることになる。

史料「山論文書」、用語「入會」

以上は、五人組御法度前書之事の文書に使われた語法や用語の例であるが、同じく講座に用いた山論関係文章の中から、

別の事例を上げてみたい。「入會」の用語について。「入會」の読み方については、現今においては、「ニユウカイ」という言い方が一般に行われているようである。「いりあい」とは余り言わないようである。しかし広辞苑などで見ても、「にゅうかい」の項は、にゅうかい「入會」会に加入し会員となること、とあるだけである。「いりあい」の項に、いりあい「入會・入相・入合」一定地域の住民が特定の権利をもつて一定の範囲の森林・原野または漁場に入り共同利益（木材・薪炭・まぐさなどの採取）すること、とある。「入會」は「いりあい」と読むことが正しいことは明らかである。

古文書講座で用いた限られた古文書だけでも、このことを知ることが出来る。第三回の天明九年の北大塩村からの検地願口上書に「：いもり沢峯和田境迤北大塩村山本二而入相仕候へ共」とある。「入相」と書いてあり、「いりあい」と読むべきは当然である。第六回の寛政九年の北十二か村からの原山争論口上書に「：坪之羽ト奥野之分ハ先不入會：」とある。「まず、いりあわず」と読む。「入會」という文字を使つて

元禄四年三月廿五日 伊豆山本村
 入相仕候へ共 伊豆山本村山本二
 入相仕候へ共 伊豆山本村山本二
 伊豆山本村山本二 伊豆山本村山本二
 伊豆山本村山本二 伊豆山本村山本二

いるが、ここでは名詞ではなく、「いりあう」という動詞として用いている。

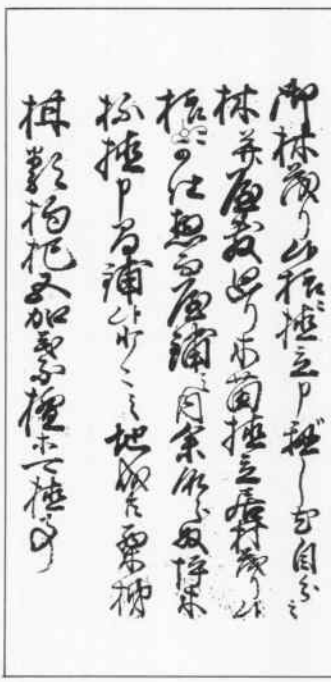
読み進めると「南は立道より、北奥野江ハ入合不相成由」とある。「いりあいならず由」と読む。更に後の方に「北拾式ヶ村者分ケ而入會ニ被仰付候」：「是迄無隔入會草苅取候」とある。前者は「いりあい」の名詞であり、後者は「いりあい」の動詞である。同回に使った寛政九年の古田山の定め帳は「古田山入合相談定書帳扣」とある。右の用法に見るように、「入相」「入合」「入會」のいずれをも使っており、「入相入合」を「いりあい」と読む以上、「入會」も「いりあい」と読まなければならないのは明らかである。別の文書では「入逢」という文字を用いたものがあるが、これももちろん「いりあい」である。

現今、「にゆうかい」に「ゆうかいざん」に「ゆうかいする」などと言われているが、これは明治になって、なお年月が下つてから、使われるようになったものと思われる。古文書では「いりあい」「いりあう」であり、江戸時代以前から江戸時代を通して、かなり最近まで、「いりあい」で通つて来たものである。

異体字・俗字・宛字・嘘字

普通の漢字の他に、異体字・俗字・宛字・嘘字などと言う文字がある。五人組御法度前書の第四十条に「…栗柿柑類…」

と出ている。この「柿」の字は漢和辞典で見ると「柑」と同じ、かき、俗に柿に作る」とある。「柿」の字の方が俗字であり、「柿」が「かき」の本来の字であつて、「柿」の項を見ると「柑と同じ」とある。現代では「柿」と書くが、昔の人は本来の文



字「柿」を使っていたもので、他の古文書でも「柿」の字で出て来る。この文章の草書を楷書に戻す時に「柿」と書いては正しくないわけである。

天明九年の口上書、安永六年の口上書、寛政九年の口上書に出て来る「苳」の字は本来の漢字にはない文字で、漢和辞典で見ると「国字」としてある。意味は「刈に同じ、かる」とある。つまり、「苳」は「刈」の異体字であるが、古文書では常に「苳」の字を使っている。このような類の異体字・俗字・宛字・嘘字の問題は、講座で使用の文書の中に他にも出て来るが、ここでは省略する。古文書では、そのような文字を慣用している例が多くあり、それらは常用漢字にあてはま

らないのである。

おわりに

古文書講座で使用した文書を通して見ただけでも、古文書解読上の問題は多くあり、ここですべてを尽くせない。

最後に、古文書におけるくずし字（行書・草書）というものは、千差万別にやたらにくずしたものではないということである。一つの文字について、くずし方はほぼ限られている。現代では自分勝手にくずしてしまいが、昔はほぼ一定のくずし方があった。だから「くずし字辞典」を作ることが可能なのである。昔の人は、そういうくずし字を寺子屋の時から、「読み・書き・そろばん」と言う通りに、もっぱら手本の通りに書いて覚えた。古文書には、自分勝手にくずした文字は皆無と言っている位である。

明治の初期までの文書は、そういう人たちの書いたものなので、一定のくずし方によっている。明治も少し下がってくると、寺子屋で「書き」を習った人が段々いなくなつて、自分勝手にくずすようになる。明治初期の毛筆で書かれた文書までは、いわゆる「古文書」と言える。一定のくずし方を習った人たちによって書かれた「古文書」は、こういう意味で、かえって近現代の、自分勝手にくずした文書より、くずし字については読み易いと言ふことができる。

金釘流ということばがあるが、講座で使った史料の中にも、

かなり乱雑に書かれた文書（第五回の古田山入会定書、第八回の伊勢道中日記・富士登山日記など）があつても、その文字はよく見れば、すべて一定のくずし方によるくずし字であることが分かる。

なお、蛇足であるが「古文書」は「コブンシヨ」でなく「ゴモンジヨ」である。「口上書」は「コウジヨウシヨ」でなく「コウジヨウガキ」である。

*茅野市八ヶ岳総合博物館専門委員（産業）